

第2章

取組に当たっての視点

- 1 県民参加型行政の推進
- 2 効率的・効果的な事業の推進
- 3 自然環境や周辺景観への配慮
- 4 人づくりの推進

1 県民参加型行政の推進

1. 地域住民等と協働した土木建築行政の推進

●地域住民との協働による県土づくり

県土づくりにあたっては、地域の意見やニーズを取り入れ地域と協働した県民参加型行政を推進しています。

●次世代を担う子どもたちへの啓発

地域の将来を担う子供たちに土木・建築のすばらしさを伝える土木未来教室の実施を推進しています。平成30年度は8事務所と本庁1課で、14カ所実施しました。

●ボランティア団体等との協働による地域活動

地域住民にとって愛着の湧く社会資本整備を推進するとともに、防災や施設の維持管理も含めた、継続的な地域住民との協働体制を構築するため、土木未来チャレンジ事業などを活用しながら推進しています。平成30年度は、22カ所で実施しました。

と き め き
土木未来教室

出前授業の様子 玉来ダム建設現場の見学会
(佐伯市立木立小学校)

と き め き
土木未来チャレンジ事業

地域と協働の維持管理
(道路沿線での植栽活動) 道路の開通イベント

2. 県民の要請に対する迅速な対応

河川・道路など県が管理する土木施設の損壊や倒木等の機能を阻害する要因の除去等、県民の要請があればすぐに現場に駆けつけ、迅速に対応を図り、安心・安全な暮らしを支えています。平成30年度は4,500件(対前年比7.7%増)の要請に対応しており、うち83%の対応が年度内に完了しています。

土木事務所では、災害発生時などに迅速な対応ができるよう、日頃から防災資機材を備蓄するなど地域防災力の向上につとめます。また、防災や生活環境の保全等を図るため、河川等の支障木伐採や管理道の整備等を行います。



支障木伐採

河川内の支障木伐採(鉄道橋付近)



管理道(通行支障箇所)の整備

2 効率的・効果的な事業の推進

1. 公共事業評価の実施

社会経済情勢の変化に対応し、公共事業の効率性、透明性の向上を図るため、公共事業評価を各段階で行い、適正な事業の執行に取り組んでいます。

平成30年度の事業評価監視委員会では、土木建築部、農林水産部あわせて事前評価対象2事業、再評価対象18事業、事後評価対象3事業の計23事業が審議され、各々の対応方針案について「妥当」であるとの審議結果が知事あてに答申されました。



事業評価監視委員会の状況



現地調査の状況

2. 公共事業の価値向上

厳しい財政状況下で良質な社会資本を整備するため、コストと品質の両面を重視して、公共事業の価値向上に取り組めます。また、コスト低減や機能・品質向上と合わせ、職員の意識改革・技術力向上を図るため、VEワークショップを職員主体で実施しました。

※VE（バリューエンジニアリング）…価値（＝機能／コスト）を向上させるための技術

VEが目指す価値向上

$$\text{価値} = \frac{\text{機能}}{\text{コスト}}$$

○				× (必要な機能が確保できない)
→	↗	↖	↘	↘
↘	↙	→	↗	↘

VEワークショップ（平成30年度）

○これまでの公共事業のみならず、県民の安心・安全につながる危機管理体制等の改善に向け、業務改善VEを実施（11件）

3. 公共工事の品質確保

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保に関する法律」（改正品確法）において、現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保のために発注者及び受注者が果たすべき責務が明確になりました。

改正品確法の主旨を踏まえた施策の展開と様々な制度の改正・運用に取り組んでいます。

平成30年度における総合評価落札方式の改正点

- ・オーバースペック対策

効果と精算額を記載した履行確認資料を完成検査時に提出し、データを蓄積する。

- ・「豊の国木造建築賞」の終了に伴い、平成30年度より「おおいた木の良さを生かした建築賞2017」を評価。

総合評価落札方式の試行状況（平成30年度に開札したもの）

- (1) 対象工事 建築一式工事 : 予定価格1億円以上
建築一式工事を除く工事 : 予定価格5千万円以上にて、原則実施
- (2) 試行件数 252件

4. 事業執行マネジメント

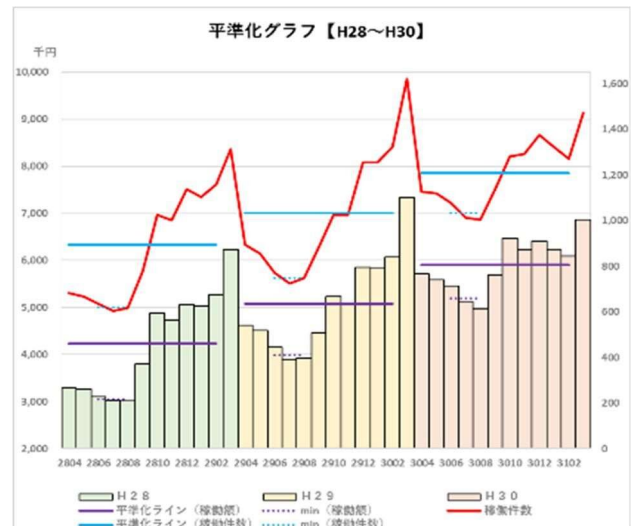
県民により早く施設を利用してもらうために、計画段階で完成目標を明確にし、着実に執行できるよう必要な予算・執行管理を行います。

特に、工事発注の平準化は、事業の早期完成だけでなく、担い手の確保・育成のためにも重要であるため重点的に取り組みます。

■土木建築部発注工事の平準化率

	H28	H29	H30
件数	69.3%	72.4%	85.4%
金額	72.2%	78.6%	87.9%

平準化率＝各年度最低3月平均／年間平均



稼働金額・件数グラフ
(H28～H30年度)

3 自然環境や周辺景観への配慮

1. 豊かな自然環境への配慮

大分県の豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、公共事業の実施に当たっては、事前に「環境影響評価法」や「大分県環境影響評価条例」に基づいて十分な対策を検討するなど、自然環境の保全と調和に努めています。

法や条例の対象とならない比較的小規模な事業についても、「大分県環境配慮推進要綱」に基づいて、環境に対する配慮に取り組んでいます。

また、上記の対象とならない小規模な道路・街路事業についても、「大分県自主的環境配慮指針」を適用し、平成30年度は5事業で取組を行っています。

2. 循環型社会への対応

建設リサイクルを推進するにあたり、公共建設工事においては、対象となる建設廃棄物や建設発生土などの、発生量の抑制、再利用、減量化を図り、適正に処理することが重要です。

そのため、県では、公共建設工事におけるリサイクル原則化ルールを定め、工事現場から発生するコンクリートやアスファルト殻等の建設副産物を再資源化施設に搬出するなど、積極的に再資源化に努めています。

品目		現状 H24年度実績	目標値 H24年度目標	目標値 H30年度目標
アスファルトコンクリート塊	再資源化率	99.7%	98%以上	99%以上
コンクリート塊		99.7%	98%以上	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	88.7%	95%以上	95%以上
建設発生土	有効利用率	—	—	78%以上

「九州地方における建設リサイクル推進計画2014」に準拠

3. 低炭素社会への対応

低炭素社会づくりへの推進に向けて、排出ガス対応型建設機械の対応を徹底するなど、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取組を促進します。

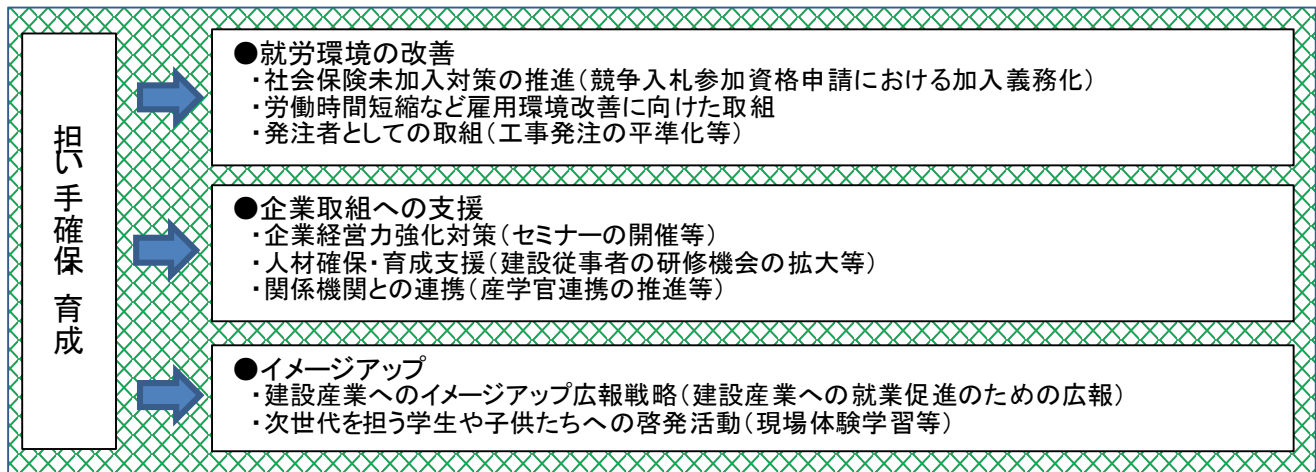
4. 周辺景観への配慮

良好な景観は、国民共有の財産として次世代に継承していくため、公共事業の実施に当たっては各事業区分のガイドライン等を参考に良好な景観形成に努めるとともに、関係機関や地元関係者、専門家等と協力しながら景観への配慮に取り組んでいます。

4 人づくりの推進

1. 地域を守る建設産業の担い手の確保・育成

担い手の確保・育成を推進するため、関係機関や建設業団体とも連携を図りながら、就労環境の改善や建設産業のイメージアップに取り組んでいます。



「おおいた建設人材共育ネットワーク」による取組

産業・教育・行政がともに手を携え、次代を担う建設人材を確保・育成するため、「おおいた建設人材共育ネットワーク」を平成28年度に設置し、次のような取り組みを通して建設産業の魅力発信を行っています。

- 講演会開催：「けんせつ小町座談会」
- 高校生向け合同企業説明会・建設現場体験学習会（土木未来プロジェクト参照）
- 建設産業PR動画のTVCM・街頭放送・Web配信



HPによる情報発信

PR動画や技術者・技能者へのインタビューのほか、各種イベントの告知等、おおいた建設人材共育ネットワークの取組を一元的・効果的に情報発信しています。

2. おおいた土木未来プラン2015を実現できる職員の育成

職員の「共通の価値観」として「行動指針」を規定した「土木未来宣言」を職員一人ひとりがしっかりと心に留め、実践し、さらには組織が人を育て人が組織を育てる風土を継承しながら、本プランを着実に進めていきます。

専門知識や経験力の伝承と維持（技術力等の習得機会の確保）

- 職場研修：各出先機関で採用4年目までの職員を対象に161回開催（平成30年度）
- 専門研修：必修科目11講座、選択科目11講座、特別科目2講座を実施（平成30年度）